

沖縄県土木建築部工事監督要領の運用方針

制 定 平成元年3月29日 土技第1548号
一部改定 平成28年3月30日 土技第1785号
一部改定 平成30年1月16日 土技第1023号

(任命基準：要領第3条関係)

第1 沖縄県土木建築部工事監督要領(以下「要領」という。)第2条第2項または第3項により、主務課長またはかい長が工事の発注に伴い監督員を任命する場合の当該監督の任命基準は、原則として次に掲げる技術吏員とする。ただし、これによりがたい特別の理由がある場合は、監督業務を適正に執行することができる者と認められる者を当該監督員に任命することができる。

- (1) 主任監督員：班長、主幹、主任技師
- (2) 現場監督員：主任技師、主任、技師

(監督員の通知：要領第3条関係)

第2 要領第3条第2項に基づく監督員通知または監督員変更通知は、次のとおり取り扱う。

- (1) 本庁で執行する工事については、主務課において作成し受注者に通知するものとする。
なお、工事の監督をかいで行う場合は、監督員の予定者を主務課へ通知するものとする。
- (2) かいで執行する工事については、かいにおいて作成し、受注者に通知する。

(監督員の業務分担：要領第4条関係)

第3 要領または工事請負契約書に規定する主任監督員または現場監督員の監督業務の分担は、次表のとおりとする。

監督業務の内容	条項	主任監督員	現場監督員
現場状況の熟知	要領第5条	○	○
一般的注意	要領第6条	○	○
資料等の整理	要領第7条		○
監督員の交替	要領第8条		○
備付け書類等	要領第9条		○
工事打合せ簿	要領第10条		○
工事の促進	要領第13条	○	○
改造請求	要領第14条	○	
破壊検査	要領第15条	○	
臨機の措置	要領第16条	○	○
設計図書の変更	要領第17条	○	○
工事の中止	要領第18条	○	○

現場代理人	要領第 19 条	○	
工事目的物等の損害	要領第 20 条	○	○
契約解除の申し出	要領第 21 条	○	
期限延長	要領第 22 条	○	
工事完成報告	要領第 23 条	○	○
工事状況の報告	工事請負契約書第 11 条		○
下請負約	工事請負契約書第 12 条	○	
指定材料の確認	工事請負契約書第 13 条		○
監督の立会い	工事請負契約書第 14 条	○	○
現場発生品の処理	技術基準	○	○

(備付け書類等：要領第 9 条関係)

第 4 要領第 9 条に規定する備付け書類は、以下のとおりとする。

- (1) 契約図書
- (2) 工事請負契約関係書類
- (3) 工事工程表または工事実施工程表
- (4) 施工計画書または材料承諾願
- (5) 工事打合せ簿
- (6) その他必要な書類

(監督業務の技術的基準)

第 5 要領第 4 条第 3 項に規定する監督業務の技術的基準は、次により運用する。

- (1) 土木工事 土木工事監督技術基準(案)または土木工事施工管理基準
- (2) 建築工事 建築工事等監督技術基準(案)及び建築工事監理指針(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- (3) 電気設備工事 建築工事等監督技術基準(案)及び電気設備工事監理指針(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- (4) 機械設備工事 建築工事等監督技術基準(案)及び機械設備工事監理指針(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

(破壊検査の実施)

第 6 要領第 15 条に規定する破壊検査は、工事請負契約書第 17 条第 2 項または第 3 項に掲げる場合において、当該工事の施工が放射線透過試験またはその他の試験方法により試験することができない場合に行う。

(工事完成の場合の出来高確認)

第 7 監督員は、要領第 23 条の規定による工事施工に関する書類または現場の確認とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 要領第 9 条に規定する備付け書類の整備または確認
- (2) 県産建設資材の優先使用方針に基づく県産建設資材の使用状況の確認
- (3) 当該工事の出来形の確認